

第3章 基本理念及び施策の体系

1 基本理念

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のため、障がい者施策の総合的な取組を推進します。

このため、障がい者の日常生活又は社会生活を営む上で存在するバリア（社会的障壁）の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず社会参加を可能とする環境整備を図ります。

今後においても、前回計画を継承しつつ、引き続きお互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めることとし、基本理念は前回計画を引き継ぎ「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」とし、新たに「社会のあらゆる場面における*アクセシビリティの向上」を施策推進の視点に、また、基本目標に「情報・コミュニケーション」を取り入れ、施策を展開していくこととします。

〈基本理念〉

**住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、
健やかで心のかようまち**

2 施策体系

基本理念	施策推進の視点	
	社会のあらゆる場面における※アクセシビリティの向上	
住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、 健やかで心のかよふまち	基本目標	施策項目
	1 理解と交流の促進	(1) 障がいや障がい者についての理解の促進
		(2) 障がい者と地域住民等との交流の促進
		(3) 市民主体の活動等の促進
	2 生活支援の充実	(1) 福祉サービスの充実
		(2) 相談支援体制の整備・充実
		(3) 障がい者の権利擁護の推進
		(4) スポーツ、文化活動の促進
	3 保健・医療の充実	(1) 予防、早期発見、治療の推進
		(2) 医療サービスの充実
		(3) 精神保健対策の推進
	4 療育・教育の充実	(1) 療育の充実
		(2) 自立に向けた教育の充実
	5 雇用・就業の促進	(1) 総合的な就労の支援
		(2) 障がい者雇用の拡大・定着
	6 生活環境整備の推進	(1) 生活環境の整備促進
		(2) 安心して暮らせる住まいの確保
		(3) 防災・防犯等の対策と災害時支援対策の推進
	7 情報・コミュニケーション	(1) 意思疎通支援の充実
		(2) 情報取得・利用しやすさの推進

※アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。